

カントの平和觀に就て

——十一月六日京都哲學會講演——

朝 永 三 十 郎

「哲學研究」本年三月號に私はカントの永遠的平和論に關する一短編を掲載した。然るにそれは執筆當時の私の事情の爲めに非常に不完全なものであつた。私が其れを「カントの永遠的平和論の「面觀」と題したのも實は其不完全の責を幾分にも軽くしたいといふ意に外ならなかつたのである。今此處に立たねばならぬこととなつたのを機會に時間の許す限り、に於て前の不備を完補したいと思つて、重複をいさはず此の如き題を掲げた。

一

永遠的平和の理想、及び其必然的制約としての國際聯盟の提案はカントの獨創ではない。殊に近世に入つてはカント前にシュリー、サン・ピエール、ルソー等の顯著なる提唱者があり、而して中に就てサン・ピエールにカントの思想が負ふところが大であるといふとは外的并に內的の證據に依て充分知ることが出来る。一七八〇及び九〇年代に於て永遠的平和の問題を主題とし若くは直接之に接觸して居るカント

の著作中には是等の先人中に於てサン・ピエールの名及び其國際聯盟の提案が最屢言及されて居るが、併し單に其れのみには止まらず、一七五〇年代以降の、此問題とは直接關係なき種々の書き物に於ても色々の機會に其れが引合に出され、而してカントは再三、空想家又は幻想家 *Schwärmer* としてサン・ピエールを蔑視する論者に對して彼を辯護せんと力めて居る、といふことは最近カント研究者の詮索に依て明かにせられて居る (*Karl Vorländer, Kant u. der Gedanke d. Völkerbundes*)。更に其思想の内容に就て見て吾々は、カントがサン・ピエールに負ふところが多いことを直接に着取し得るのである。今カントの平和論の特徴、その何處までが先人に負ふて居るか、何處が特にカント的であるか、を知らんが爲めに最便利な方法として先づサン・ピエールを對比の對象としやうと思ふ。

サン・ピエールは彼れ以前にフーゴ・グロイウス及びホッブス等によつて説かれた國家の成立に關する契約説を出發點として其考案による國際聯盟が成立せねばならぬことを論じた。

人間生活の自然状態に就てはグロイウスとホッブスとは正反對の意見であつた。前者は社會的衝動 *appetitus societatis* を人間本然の性となし、ホッブスは利己的即

ち非社會的衝動を人間の本性として、自然状態をば「凡てが凡てに對する戦争」bellum omnium contra omnesの状态とした。前者によれば、國家は人間が本能的に有する社會的衝動が認識の進歩に促されて有意的に整理精鍊せられた結果であり、後者によれば其れは人間本來の戦争状態を緩和して利己的衝動に満足を與へんが爲めに起つたものである。併し國家が自然状態よりして契約に基いて成立するとする點に於ては兩家は同様であつた。サン・ピエールは此契約説を出發點として下のやうに考へた。若し個人同志が（ホップスが考へたやうに）互に敵視して居た、若くは（グロウティウスが考へたやうに）協同調和の生活を求めつつ而かも其衝動が極めて不完全に充たされて居た、無法の自然状態よりして、法に依て支配さるる公民社會即ち國家が起つたとすれば、同様の發展が又た國家同志の間にも起り得ぬといふ理由はないであらう。のみならず、斯の如き國家聯合は小規模に於ては歴史上に既に現はれて居る。現に瑞西、チーデルランドの合衆國、及び獨逸帝國は其れである。自分の考案は唯之を大規模に且つ徹底して實行せんとするに過ぎぬ。と、斯く考へて彼れは所謂「永遠的平和草案」 *projet de la paix perpétuelle* を提唱したのである。今此提案中に於てカントの平和論に關聯して重要なと思はるゝ項を擧ぐれば下の如くである。



(二)歐州の二十四基督教國が永遠的平和聯盟此處で永遠的といふは單に一戰役を終結せしむるに止まる普通の平和締結に對して言ふを形造り、更に出來得べくんば回教國の君主も之に参加し、而して此聯盟の代表機關として當時丁度平和協議の場處であつたウトレヒトに常設國際評議會 (senat) を置くこと。(二)聯盟は之に屬する國家が其定規に背反せざる限り、其内政に干涉すべからざること。(三)各聯盟國は六千名以上の常備軍を有すべからざること。(四)一切の領土的變化は、其れが侵略の結果なる場合は言ふまでもなく、相續、贈與、讓與等に依る場合と雖も絶對的に禁止せらるべきこと。(五)一切の國際的爭議は國際評議會の仲裁々判に依て調停せらるべきこと。

二

永遠的平和の問題を論じ、若くば之に接觸したカントの著作には數種ある(私の前の論文参照)。其れ等の中に於て私は、カントが此問題を主題とした唯一の著述たる「永遠的平和の爲め」を中心とし、そして其れの所説の不充分なる點を補ひ、若くば之と對比することが必要である範圍に於て、他の著作を參酌することゝしやうと思ふ。

カントの平和論は大體之を三段に分けることが出来る。第一は戦争は個人間のたると國家間のたるとを問はず道徳上惡であるといふこと、即ち永遠的平和、又は戦争あるべからずなる命令は倫理的要求であることの論述、第二は永遠的平和は如何なる制約の下に可能なるか、又た如何なる形を以て實現されねばならぬかの考査、第三は此の如き形の永遠的平和は果して又は如何にして歴史の進行中に實現されるかの考察、これである。然るに第一の問題は「永遠的平和の爲め」には論述されて居ない。尙ほ此問題はカントに於ては彼れの國家及び法の概念と密接に聯關して居るが、これも此著述の中には明かでない。是等を論述した重なる著作は「永遠的平和の爲め」に「後に出でた」道徳の形而上學中の「法理學の形而上學的基礎」であるが、其以前の著作にも之に關する彼れの見解は既に斷片的に併し明確な形を以て散見し、而して「永遠的平和の爲め」の論述は常に之を豫想して居る。

カントの法論は嚴密なる意味に於ける道徳論の圏外である。何となれば、直接に理性の自律に基く道徳法と意志又は心術との合致としての「道徳性」*Moralität*と、外的に與へられたる法則と外的行動との合致としての適法性 *Legalität* とを嚴密に區別することはカントの道徳哲學の最重要な點であつて、而してカントによれば嚴密な

意味に於ける道德の問題とするところのものは唯前者、即ち不可強制的 *unzwingbar* な内的な心術又は意志の義務のみであり、法の問題は後者即ち可強制的な外的な行動の義務のみであつて、吾々が如何なる意志又は心術を以て此外的義務を遂行し若くば之に違反するかといふ道德の問題は法の問題ではない。併しながら彼れの法論も道德論と共に其道德哲學の中心概念たる自由の概念、人格の自律の理念を基礎とする點に於て廣義に於ける道德論の一部を形造る。カントに依れば法も亦た道德と同様實踐理性の要求であつて、實踐理性の内に先天的に妥當する原理を有する。たとへば幸福の獲得といふやうな經驗的關心の所産として導出されずして、人間に普遍的な理性的本分よりして導出されねばならぬ。其本分とは、即ち自ら與へたる法則に依て自らを律するといふと、即ち道德的自由である。此人格の自律の理念に基いて人は、道德的行動の主體 *Subjekt des sittlichen Handelns* として、目的自體であつて決して他の爲めの單なる手段となつてはならぬと共に又た、道德的待遇の客體 *Objekt der sittlichen Behandlung* として同様でなければならぬ。従つて此理念よりして又た共同生活の理念、即ち人は他人をば單なる手段として待遇せず、目的自體として待遇せねばならぬといふ、人間が共同生活を營むに當ての實踐的法則が成立たねばならぬ。

然るに、自然状態——無法状態——に於ては人々恣意に支配され衝動的に行動するから其活動の圏域が互に相侵犯しあつて暴力の争を呼び起す。暴力に訴ふる結果は終局一方の人の無制限の自由の爲めに他方の人の自由が蹂躪され、目的自體としての後者の品位は毀損せられ、後者は單に前者の爲めに手段としてのみ用ゐられるといふことに了り、共同生活の理念に戻り道德の根本原理に背くやうにある。法は實に此無制限なる自由の圏域の侵犯を調停し道德的自由實現の障礙を取除いて目的自體としての人格の品位を擁護せんが爲めに成立つたものに外ならぬ。カント自身の語を假りて言へば、一人の自由が他の人々の自由と一般的の自由の法則(自然法に對していふ)に従て並存し又は結付き得べき制約を確定することが法の課題である。斯くて法は一方に於ては其本性上自由を制限する、強制的のものでなければならぬが併し他方に於ては人格の自由と品位とを擁護すべきものとして、其の根柢に於ては共同生活の成員の自由より出で自律に基いたものでなければならぬ。一人若くば一部者の外的強制に基いたものでなくして、成員を強制するものではあるが併し彼等自身の共同立法に依てのみ彼等を強制するものでなければならぬ。即ち自由に基く強制でなければならぬ。此の如き共同立法の下に一群の人が結付い

たものが即ち國家である。「國家は法的法則の下に於ける一群の人間の合同である」(EinStat ist die Vereinigung einer Menge von Menschen unter Rechtsgesetzen)。(此處に法的法則といふは「德的法則」[Tugendgesetz]に對する語であつて、外的に行動を強制するところの法則即ち法律を意味する。)従て國家は其本性上強制力を有すべきものであるが、併し其成員に對しては、人間としての(即ち己れ自ら自己に對する立法者たり得る)自由と、公民としての(即ち共同立法に參與する者としての)平等とを認め、彼等自身の共同立法に従てのみ彼等を強制するものでなければならぬ。此意味に於て國家は其成員の相互契約に基いて成立つたものであるといへる。併しカントの契約説は彼れ以前——ホッブス、グロートイウス、ルソー等の其れのやうに、契約をば人類發展の一定段階に於て起つた現實の史的事實と考へるのではない。カントに取ては契約は超時間的の理念である。カントが國家は契約に基いて成立つといふ意味は、國家に於ける正義の標準は、若し國家が事實上契約に基いて成立つたと假定すれば決定され得ぬであらうと考へらるゝことは決して決定してはならぬといふことである、といふにある。更に他の語を以て言へば、國家の法律の正しきことを決する規準は、全人民が彼等自身に對して決定せぬやうなことは立法者は人民に對して決して決定

してはならぬといふことである、といふ意味である。カントの契約説は國家の經驗的成立の説明でなくして國家の職分、に對する規範である。

斯くてカントによれば、(一)國家は實踐理性の要求に基き、人間の恣意の衝突、乖離を防止調停して人格の自由と品位とを擁護することを課題として存在する、(二)從て其政治は其れが人民の契約に基いて存立すると考へて行はれねばならぬ、(三)無國家の狀態に於ては法の強制力がないから人は何時も他の人との衝突から保護されて居ない、從てホップスが説いたやうに絶えず戰爭狀態に居ないとしても絶えず戰爭の脅威を感じつゝある狀態である、絶えず戰爭に對する用意を怠つてはならぬ、從て此意味に於て無國家狀態はやがて戰爭狀態であると言ふことが出来る、從て國家成立の目的は詰り言葉の上ではホップスが説いたやうに此自然の戰爭狀態を脱するといふにあるといふことが出来る。然るに斯くして成立つた國家相互の關係は今日尙ほ自然狀態、即ち無法狀態、即ち今の意味に於て戰爭狀態に於てある。然らば個人間の戰爭は道德上惡であつても國際戰爭はさうではないのか。カントは斷然否と答へる。何となれば國家は自律的にして目的自體たるべき多數の人格の共同立法に基いて成立つ自主的存在者たるべき以上其自身また他の國家に對しては目的自

體でなければならぬ。此意味に於て國家は儼然たる道德的人格でなければならぬ。(此處では他の國家に對しては、又は、此意味に於てといふ制限句が必要である。何となれば嚴密な意味に於て目的自體たるものはカントに依れば人格のみであつて、國家は此人格の本領を確保又は擁護せんが爲めに存立するものであるからである。カントにはヘーゲルに於けるが如き民族精神の概念、國家の超個人的意義の思想は明かに現はれて居ない。國家が目的自體でなければならぬといふ理由は唯目的自體としての多數人格の共同立法に基くからといふ外にはない。)今戰爭に依り、即ち其自身立法に參與したところの法に依らずして、國家同志の要求の正邪が決せらるゝ場合には、究極其交戰國の一方は暴力に依て其意志を曲げるべく餘儀なくせられ、他の一方の爲めに目的自體として認められずして唯の手段を考へらるゝことにならねばならぬ。斯くて國際戰爭も個人間の戰爭と同様實踐理性の要求に背戾すると言はねばならぬ。斯くてカントに依れば戰爭は個人間のたるゝ國際的たることを問はず、道德上の惡であるが、その理由は人格の品位を破壊し自由を毀損するといふ點に存じ、人類の福祉を損するといふ點に存するのではない。此點に於てカントの平和論は全然其非幸福論的倫理說の上に立ち、世の博愛主義的平和論と全然理論的基

礎を異にして居る。而して彼れ自身線かへし特に此事を斷つて居る*。

* 主ツツ Metaphysische Anfangsgründe d. Rechtslehre(2. Aufl. S. 299-242, 30-5-308, 343-355.)

に於る。其他

Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis 中① Verhältnis der Theorie zur Praxis im Staatsrecht.

Kritik d. reinen Vernunft (2. Aufl. S. 373).

Kritik d. Urteilskraft (3. Aufl. S. 294, Anmerkung)

等参照。

三

永遠的平和を倫理的要求であるとしたカントの理由は明かになつた。次に永遠的平和は如何なる制約の下に可能なるか、又た如何なる形を以て實現されねばならぬかの考查に移る。之を主として論述したものは「永遠的平和の爲に」である。此著述に於ける所謂「哲學的考察」は普通の平和條約の體裁に擬して作られ、其主要部は六「豫備條項」、「三、確定條項」、及び「二、追加條項」より成り、其れに政治と道德との關係に關する一般的考察二節が附加されて居る。永遠的平和の消極的制約、即ち永遠的平和を

不可能ならしむるやうな事柄の禁止を目的としたものが「豫備條項」であり、永遠的平和が積極的に實現する形を示すものが「確定條項」である。其中「豫備條項」はあまり哲學的論述に基いたものではない、主として政治上の實際立場から論せられて居り、且つ其大部分はカントの時代に於てこそ嶄新な考であるが今日に於ては最早廣く認められ、若くば或程度までは既に實行さへされて居ることであつて、今日の吾々に取ては理論的にも實際的にも比較的切要でない。のみならず、私の前の論文に一通り解説して置いたから、此處では唯、之とサン・ピエールの提案との關係、それは前の論文には缺けて居るを簡單に見るに止めて置く。

前論文と重複の嫌ひはあるが「豫備條項」は下の通りである*。

- (一) 將來の戰爭に對する材料を秘密に保留するやうに作られたる一切の講和は無効たるべし。
- (二) 獨立の國家は大小を問はず、相續、交換、賣買、又は贈與に依て他の國家の所得とされることあるべからず。
- (三) 常備軍は時を追ふて全廢せらるべし。
- (四) 國家の對外的紛争に關聯して如何なる國債も起さるべからず。
- (五) 如何なる國家も暴力を以て他の國家の憲法又は政府に干渉すべからず。
- (六) 戰時中如何なる國家と雖も將來の平和に於て相互の信頼を不可能ならしむるが如き對敵行動、例へば暗殺者又は毒殺者の

使用、降服條約の違反、敵國に於ける謀反の教唆といふが如き行動を取るべからず。

今之を前に要約したサン・ピエールの思想と對照して見れば、サン・ピエールの第二は多少形を變へて此處では第五、第三は第三、第四は第二となつて現はれて居る。而してサン・ピエールの第一及び第五は、後に明かになるであらうやうにカントの「確定條項」第二の中に現はれて居る。さすればサン・ピエールに無くしてカントにあるものは、豫備條項に於ては第一、第四、及び第六、「確定條項」次の諸節參照に於ては第一及び第三である。提案の條項だけに就て見てカントとサン・ピエールとの關係は先づ此の如きものである。

*「永遠的平和の爲めに」の内容の叙説には一々出處を示さぬ、逐條叙説であるから其必要はない。以下之に倣ふ。

四

「確定條項」は最重要な部分であり、而して之は關する私の前の論文の叙説も非常に不充分であつたから其れに移ることゝする。

カントは其「確定條項」をば其法理哲學に於ける公法の三部、國內法 (Staatsrecht)、國際法 (Kant) は多くの場合普通の慣例に倣つて *Völkerecht* の語を用ゐて居るが、併し嚴密

には Statumrecht の語が適切であるとした、何となれば Volk なる語は自然状態にある團體にも適用され、Staat は前述の如く公民的社會のみの名稱であり、而して嚴密な意味に於ける法は唯後者相互の間にのみ成立し得べきであるから、及び世界公民法 Welbürgerrecht に應じて組織的に導出した。即ち第一項は國內法に、第二は國際法に、第三は世界公民法に關係する。或は、第一は内政治、第二は隣邦政治或は更に具體的に言へば大體歐洲政治、第三は世界政治を主題とすると言へる。

第一項「各國家の憲法は共和的 republikanisch ならざる可らず。」これは尙ほ豫備條項と同様其自身永遠的平和其者の内容を形造るものではない、唯其れに對する豫想に過ぎないが、併し最重要な豫想である。此條項は前述の如くサン・ピエールの提案には全然缺けて居る。而して此處で吾々が先づ注意すべきことは從來現はれた平和論——單にサン・ピエールのみに限らずシユリー、キタアム・ペン等のをも含めて——が内政と外政との間の密接なる關係を明確に願慮して居ないのに對してカントが明確に之を認識して之を確定條項の劈頭に掲げたことである。カントの共和的といふは私の前の論文にも述べて置いた如く今日普通意味されて居ると同義ではなく、唯立法權が統治權より嚴密に區別せられ、而して其れが代議士を通じて凡ての

公民の手にあるといふ意味である。其故にたとへばフリートリッヒ大王が自らを「國家の最高奉仕者」と呼んだやうな精神の王政とは充分よく調和し得るのである。
 (前論文參照)。カントによれば此の如き政體の國家にして初めて其成員に對して、人間としての自由と、公民としての平等とを充分に認め、單に彼等自身の自由に基く共同立法に從てのみ彼等を強制するといふ性質を有し得る。從て自由に基く強制といふ法の理念、從て又た法の確保を以て職分とするところの國家の理念に最よく適合したものであるが、平和の確保も亦此の如き國家の間に於て初めて安固であることが出来る。何となれば、戦争の爲めに悲惨なる犠牲を拂はねばならぬものは先づ君主に非ずして人民である、戦争の爲めに租税や血税を拂ひ、戦後の荒廢状態を恢復する爲めに勞苦せねばならぬものは統治者に非ずして主として臣民であるから、和戦の決定權が人民の手にある場合には、輕々しく戦端を開き、若くば戦争を永續せしめ、若くば無用の戦備に汲々とするやうな恐はないが、和戦が首長若くば少數者の獨裁に依て決定され得る場合には之に反して、些細なる原因に基いて、或は單に君主若くば一部者の名譽慾、所有慾、若くば遊戯衝動よりして、戦争が起り、又は永續し、又は無用の戦備に國力が浪費されるといふ恐がある。斯くて永遠的平和を招來せんが爲

めには關係國家が共和政體であるといふことが重要な要件となる。

五

第二項國際法は自由なる國家の聯合に基礎を置かざるべからずといふに至て初めて永遠的平和其者の内容を形造るやうになる。カントは此項の論據としてサン・ピエールの根本思想を踏襲して下のやうに論じて居る。吾々は野蠻人が自然的な無法の自由を恣にして、個人相互の乖離を調和する法を考へず、鬭争を事とするを見て、未開粗野、人間性の無視として賤み、彼等が早く自然状態を脱して公民社會を形造るに至らぬ愚を憐れむ。而して其れは道德上正當なことであるが、併し若し然りとするれば民族又は國家間の關係に就ても亦た同様の考への起るが當然でなければならぬ。然るに今日の文化民族は尙ほ國家相互の乖離や争議をば法に依て裁決調停する方法を講せず、自然状態即ち戦争状態にある。のみならず、何れの國家も一方に於ては、戦争に關しては如何なる法律的強制にも服従せざることを名譽とし、而して其君主が己れ自らは何等の危険にも身をさらすことを許されずして無数の人民を意の儘に動かし、彼等自身の利益に毫も關係なき事の爲めに、生命を擲たしめること

が其無上の光榮と見倣されて居るといふ状態にある。斯くて吾々に如何にして蠻野の域を脱し得たと言はれ得るか。歐州野蠻人が亞米利加野蠻人と異なる點は唯征服されたる敵の利用の仕方に存するに過ぎぬ。即ち後者が其征服したる敵を貪ぼり食ふ代りに前者は之に依て其臣民の數、言ひかゆれば更に擴大されたる戰爭の爲めの道具の數を増加することを知るといふに過ぎぬ。併し他方に於ては又た、如何なる國家と雖も戰爭問題に關して法又は正義の概念を徹底的に排斥することを敢てし得ない、寧ろ少くとも言辭の上に於ては法概念に對して忠順を表し、グローテイウス、プーフENDORフ、フアッテル等の國際法家の法典に訴へて自己の立場行動を弁護するといふが常である。これは實に人生に存する道德的素質が國際的野蠻状態を以て全然満足して居ないことを示すものでなくて何であらうか。單なる暴力が正邪を決するといふことが不當であることを臆々の裡に認めて居るのでなくて何であらうか。併し此の如き國際法は現時に於ては何等の拘束力をも有して居ない、又た有し得ない筈である。何となれば國家は現狀に於ては國家内に於ける個人の如く共同の外的強制の下に立つて居ないからである。斯くて國際法をして實際の效力を有せしめんが爲めには、國際、争議を、全然法に訴へて裁決して、一切の戰爭を

永久に終熄せしむることを目的とするところの國際聯合が成立たねばならぬ。各國家は個人と同様、其自由よりして、即ち或強國の強制を受くる(後に闡說すべき)普遍的王國^{〔や今日の帝國主義の場合には其實例である〕}といふ様なことなくして、相結付いて野蠻無法の自由を放棄して一定の法律に服従するやうにならねばならぬ。

さて、此の如く國際的戰爭狀態よりしての國際平和聯合への推移をば人間の自然狀態よりしての國家狀態への推移の比論に依て考へるならば、其所謂國際聯合は一の國際國家 *Völkerraat* であつて、而して之に加入する國家は次第に増加して遂には一の世界國家 *Weltstaat* 又は世界共和國 *Weltrepublik* を成すに至らねばならぬと考へらるゝであらう。併しカントは其れは實現の出來ぬことであると考へた。何となれば、彼によれば國際國家といふは國際法の理念に従つて不可能である。何故かなれば國家は統治者と被治者との關係を含むから多數の國家が一國家をなす以上其れ等は皆な被治者として治者に服従せねばならぬ。而かも國家は國家としては獨立の自主權を有せねばならぬ、之を有せざるものは國家とは言へぬと考へらるゝから、國際國家なる概念は畢竟矛盾である。一の國家に融合する以上其成員は最早國家ではない、其成員が各自國家の品位を保つ以上一の國家に融合することは出來ぬ。一

切の乖離及び爭議を法律に依て裁斷して干才の争を永久に終熄せしむる道としては「世界共和國」の實現は最適切であるが、併し多數國家が國家として並立する間は其れは望むべからざることである。其處で唯一の可能なる制度は「世界共和國」の積極的理念に對する「消極的代用物」negative Surrogatとして、即ち單に戰爭防止の手段としての代用物としての「自由國家より成るところの國際聯盟」法理學に於ては「常設國際議會」permanenter Staatenkongressの語を用ゐて居るの外にはない。此の如き制度の思想は國際法の概念と必然的に結付くものである。國際法が効力を有せんが爲めには少くとも此の如き國際聯盟が絶對的に要求せらる。苟くも吾々が國際法に就て云々する以上此の如き制度の必要を認めざるを得ない。

カントが「確定條項」第二に於て論じた國際聯合の範圍は理想としては世界中凡ての國家を含むべきものであるが、併し差當り彼れが目標としたのは彼れが當時其れのみが眞の文化或は少くとも進歩した文化を有すると考へた、而かも最多く國際戰爭の弊に苦んで居た歐洲諸國の聯盟であつた。當時に於ては歐洲諸國と他の諸國との間に戰爭防止を目的とする聯盟の必要は實際は極めて少なかつたのである。斯くてカントは確定條項第一に於ては國內政治を論じ、第二に於て論じたのは大體

歐洲政治であつたといふことが出来る。併しカント當時と雖も昔時に比すれば地理的眼界と國際關係とは遙かに廣く歐洲以外に擴大されて居た。即ち彼れも地球上の一の場所に於ける法の毀損は凡ての場處に波及することを認めざるを得なかつた。是に於て歐洲政治より更に一段を進めて世界政治に進まねばならぬ。即ち國內法より國際法を經由して世界公民法に進まねばならぬ。^{*}

* カントは遠、隣(enferme, benachbarie)の語を對用し、國際法は隣邦相互の關係に關し、世界公民法は遠國たるを隣邦たるに拘らずあらゆる地球上の住民の關係に關するとして居るが、併し遠、隣は相對的であつて事情に依て常に變動するから意味正確でない。今日の用語を用ゐて、國交關係に立つ、即ち條約を締結し使臣を交換して居るものと、然らざるものとを區別し、國際法は前者相互の關係に關し世界公民法は國交の有無に拘らず地球上の凡ての住民に關するとしたらば、區別が一層精確であつたと思ふ。併しカントはさる語を用ゐて居らぬ。

六

第三條項「世界公民法は普遍的善遇(allgemeine Hospitalität oder Wirkbarkeit)の制約に制限せらるべし」。吾々人間が居住し得べき場處は無限でない、此地球上に限られて居る、此意味に於て凡ての人間は住家を同くする一種の共同團體に屬すると云へる。從て共同生活の理念は普ねく人類全體の關係をも支配せねばならぬ。即ち若し彼等

の恣意の間に乖離がある場合には相互に其れを制限しあはねばならぬ。此制限の制約を規定するものが世界公民法である。

此地球は本來は凡ての人類の共有であり、何人とも雖も本原的には他の人以上に地球上一定の場處に對して權利を有しない。従て人は凡て如何なる邦土に於ても、其處で平和的に行動しさへするならば善遇を要求する權利を有せねばならぬ。此處に「普遍的善遇」といふは吾々が如何なる邦土に行くとしても其人民に依て敵として待遇されぬといふこと、或は訪問權 *Besuchsrecht* を與へられるといふことである。これは地球が本來人類の共有であつたといふことに基いて世界公民としての凡ての人が有する權利でなければならぬ。従て、例へば蠻地の海濱に於て行はるゝ、近海の船舶を掠奪し或は難破船の乗員を奴隸とするといふが如き所業若くはアラビヤ砂漠の遊牧民族(ベトツイー子族)が己れに近づく者は凡て之を掠奪する權利を有するとするが如きは、此權利の蹂躪であり、違法である。併し人が單に此地球の住民であるといふ理由を以て廣く地球上の何れの邦土に於ても有し得べき權利は此訪問權以上に出でゝはならぬ、更に精密に言へば、其邦土の住民との交際を試み得る可能制約だけに止まらねばならぬ。此處に所謂善遇は優待を意味しない。吾々は他の邦

士に於て優待されることを要求する權利はない、尙ほ交際其者だけすらも強制する權利はない。吾々は吾々と交際するを好まざる者に對して強ひて其意志を曲げしむることは出來ない。唯吾々は交際を試み得る爲めの制約——例へば上陸通行等——を要求する權利を有し、之を拒むは不法である。

然るに今日の現状はどうかといふに、一方歐洲以外の民族の或者が外來人の訪問權を無視することがあると同時に、他方外來人——歐洲人は訪問權より遙か以上のことを要求して居る。即ち彼等が亞細亞、亞米利加、亞弗利加等の諸邦土に至るや、單なる訪問權の範圍を越えて、其邦人の支配權、其邦土の所有權までも要求しつゝある。彼等に取ては是等の邦土の訪問はやがて征服と同事を意味する。例へば、或る歐洲人は商業的殖民に籍口して戰士を東印度に送り、土人を抑壓し、饑餓に苦しめ、殺戮し、其諸邦を籠絡、煽動、離間して互に戦争せしめる等あらゆる背徳の行動を敢てして居る。カントは斯の如き事例を擧げて、而して此の如き行動を敢てするものは實に、文化を以て誇るところの民族、而かも信心を吹聴し、水の如く不正を濫飲しながら、而かも正統的信仰に於て選ばれたるものとして認められんと欲するところの民族である、と説いて暗に英國民の對殖民地政策を非難し、而して更に又た斯る歐洲

人の不法行爲に對する對策として支那及び日本が鎖國主義を執つたことに言及して、支那は單に是等歐洲人が其の海岸に近づくことのみを許して内地に入ることを許さぬ、日本は單に一の歐洲民族即ち和蘭人のみに交通を許し、而かも之を囚人の如く待遇して國人との社交的交際を許さぬ、といふが如き事實を擧げて、是等は畢竟前の如き訪問者の危険をさどつた結果としての賢明な方法であると説いて居る。

尙ほ、法理學の形而上學的基礎に於ては、カントは「戰時法」の條下に於て「永遠的平和の爲めに」よりも一層徹底して一般に被征服邦土を殖民地とすることの不法を論じ、明らさまに英國の對愛蘭土政策を難じ、又た「世界公民法」の條下に於ても「永遠的平和の爲めに」に比して更に明確に、歐洲外の民族の自決、自律の權利を認めて、其土民の承諾なくして、又た公然の契約なくして、其邦土に移在することの不法を論じ、而して土民の無知を利用して斯る事を行ふの非を難じて居る。

七

要するに、國內に於ては共和政を布き、國交關係に立つ國家間(カントは斯る語を用ゐては居ないがカントの精神に基き其思想より曖昧を取除かんが爲めには斯る語

を用ふるが適當と思ふには聯盟を形作り、地球上一切の人類の間にば世界公民に固有なる法として訪問權を認むると共に又た之のみに制限するといふことが、永遠的平和實現の形式である。然らばカントは如何なる程度まで此の如き形に於ける永遠的平和が眞に實現され得ると考へたか。

第一に共和政治は、外的制度としては既に實現されて居る。併し共和政治の精神が完全に充たされ、契約説の理念に完全に契合するやうな政治の實現はカントに依れば不可能である。何となれば、人間は一面理性的存在者なると共に又た他面一種の動物である。理性的存在者としては、凡ての人の自由を制限するところの法則又は法律を要求するが、併し其利己的、動物的傾向性は其自由を濫用して機會だに許すならば自己のみを、其法則の束縛より除外せんことを求むる様に誘惑する。従つて共同生活を營む人間をして其利己的意志、即ち私心を壓えて普遍妥當的意志、即ち法に服従せしめんが爲めには、或權威者を要するのであるが、併し此權威者も亦等しく人間であつて、其私心を制せんが爲めには其自身また他の權威者を要する動物たらざるを得ぬ。權威者は其れは一人であるとするも多數であるとするも一方絶対的なる正義の維持者でなければならぬに拘らず、他方私心に支配され易き動物として

の人間である。斯くて法が純粹に完全に、威力を發揮するところの社會の實現は到底不可能である。「人間が造られてあるやうな曲りくねつた木材よりして完全にまつすぐなものは決して截出すことは出來ぬ」(aus so krummen Holze, als vor aus der Mensch gemacht ist, kann nichts ganz gerades zu zimmert werden)。斯くて自然が吾々に課することは唯此理念への接近のみ」(Nur die Annäherung zu dieser Idee ist uns von der Natur aufgelegt)。⁽¹²⁾

第二に、國際聯盟は外的制度としても、丁度此處に提案されて居るやうな形に於てはまだ實現されて居ないが、併しサン・ピエールも説いて居るやうに其先驅は既にあり。のみならず、前述のやうに若し「確定條項」第一が充たされて共和政體の國家が漸次増加し、和戰の決が人民の意志に基くやうになるならば、單に人間の道德的自覺の結果としてのみでなく、次に叙説するであらうやうに又た其自然的傾向性の結果として、其必要は漸次痛切に感ぜらるゝに至るであらう。従つて其成立の可能は充分認められねばならぬ。併し其れが完全に成立して一切の戦争を終熄せしめんが爲めには出來るだけ聯合の範圍を擴大して終局は世界中一切の國家を包含して「普遍的國家聯合」となることを要する。併し他方に於ては其れが擴大すればするほど、其れの管理、統治、従て其成員の保護は次第に困難となり、最後には不可能となる恐れ

がある。さればと言つて若し斯の如き聯合が普遍的とならずして若干並存するときには其聯合同志が互に戦争を始める恐れがある。斯くてカントに依れば國際聯盟によつての永遠的平和は畢竟「不可實行の理念」(1) *unauführbare Idee* である。唯併しながら永遠的平和を目的とするところの政治的原則、即ち永遠的平和への不_レ斷_レの接近の爲めに役立つところの國家間の聯合を取結ぶべき政治的原則は「不可實行」ではない。(2)

最後に世界公民的社會又は世界一家主義 *Kosmopolitismus* の實現に就てはカントは其著「人性學」の「人類の性格」の章(四)に於て言及して居る。其論據は精密を缺いて居るが、併し彼れの意見は充分に窺ふことが出来る。彼によれば世界主義的素質は人性の根柢に存する、従つて人間は世界公民的社會を造るといふ本分を自然より課せられて居るといふ感情を有する。併し其れは人性の他の面たる非社交性の結果完全に實現されることは不可能であると彼は考へて、之をば前と同様「不可實行の理念」であると説き、更に進んで其認識論の用語を借り來つて之をば構成原理 *konstitutives Prinzip* に非ずして統整原理 *regulatives Prinzip* であると説いて居る。

斯くてカントに依れば、共和政治も、國際聯盟も、世界公民的社會も、其外形と共に内

的精神までも完全に達成せらるることは不可能である、従て之を通じて實現せらるべき永遠的平和も亦「不可達成的理念」である。唯、人間は自然的傾向性の結果絶えず、公を去つて私に就き、利己的意志に制せられて法を離れ、個人としても、國家の形を取つても、常に鬭争状態、戦争状態に陥る恐れがある。此邪逕よりして絶えず吾々を引き戻すものは實に此理念である。吾々に可能なるは此理念の完全なる實現に非ずして其れへの「不斷の接近」kontinuierliche Annäherungである。斯くてカントに於ては、従前の思想家に依て歴史の或一定時期に起つた經驗的事實として考へられた社會契約が理念即ち超時間的、永遠的課題となつたと同様に、從來若くば一般の平和論者の多くが眼前に招來され得ると信じた、若くは信ずる、永遠的平和も亦、明確に永遠の課題となつた。これ亦たカントの平和論が他の多くの平和論と異なる特徴の一である。

(一) Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. VI, Satz.

(二) カントは其他の場所でも「不可實行的理念」なる語を使用して居るが併し此語はコーエンが言つて居るやうに妥當ではない。何となれば理念は完全には實現されぬとしても、實行するまこと、ふんまことに意味を有するから。(Cohen, Kants Begründung der Ethik. 2. Aufl. S. 432) カントは此語の外に時に「不可達成的理念」unerreichbare Ideeなる語を用ひて居るが、これかカントの意味を誤解なく傳へ得る言ひやう。

(三) Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, § 61.

カントの平和觀に就て

八

然らば前舉の外的制度の實施と此間斷なき接近とは如何なる徑路をふんでなるか。是に於て吾々は平和論の最初の二問題、即ち戦争は何故に、又た如何なる意味に於て惡なるか、及び永遠的平和は如何なる制約の下に、又た如何なる形を以て實現されねばならぬかといふ二問題より轉じて第三の問題に入るのである。此問題を取扱ふたのは「永遠的平和の爲めに」の中に於ては、追加條項の第一「永遠的平和の保證」と題する一節である。

永遠的平和の招來には二つの力が協力する。此力あるに依つて吾々は、人間は徐々ではあるが前舉の外的制度を實現し、且つ間斷なく永遠的平和の理念に接近し行くといふことを信することが出来る。其一は即ち道德的洞見に基く吾々の當爲の意識である。「戦争あるべからず」なる實踐理性の絶對的命令は永遠的平和の招來に貢獻せねばならぬといふ義務を吾々に課し、此義務意識は種々の障礙を排して此理念の實現に努力する力を吾々に與へる。併しカントに依れば、斯の如き道德的洞見

なくとも「自然の機械作用」Mechanismus der Natur 其者が人類をしておのづから此方向に進ましめる、人類が其れを欲する、欲せぬに拘らず之を強制して、此方向に進ましめる。自然は人類をして完全なる國法、國際法、及び世界公民法を實現せしむることを最後の目的とし、此目的を達成せんが爲めに其大なる智慧に依て自然界及び人間の自然的傾向性此傾向性も亦廣義に於ける此處の「自然の一部である」に於けるあらゆる設備を計畫したかのやうに考へられる。先づ自然は地球をば到る處に人間が生活し得る様に設備する。氷洋に沿ふた洄寒の荒地にも尙ほ苔を生せしめ、之を以て「オステイアック」又は「サモエード」人の榮養となり又た其樞を牽くべき馴鹿を飼養する云々。炎暑やくが如き荒蕪の沙漠にも駱駝を棲息せしめて人間の交通及び運搬の具となす。斯くて自然は地球上到るところを人間が棲息し得る様に設備し、而して更に斯く設備されたる各地に人類を分布せんが爲めに、之に賦與したる好戰的傾向性を利用する。たとへば「サモエード」族は好戰的なる「モンゴリヤ」族の爲めに壓迫されアルタイ山脈の同族より割かれて漸次洄寒不毛の北氷洋沿岸に移轉し、歐洲最北部の「フィン」族は「ゴート」及び「サルマティア」族の壓迫の爲めに同族の「ウングル」族より別れて斯る遠隔の地に移轉するべく餘儀なくされた。而かも此戰爭欲は又たお

のづから人間を結付けて、法が最高の權威を有するところの國家を形造らしめる。一民族が他民族と對抗して其壓迫を脱かれ若くば優勝の地位に立たんが爲めには強固なる團結を形造らねばならぬ。團結中最強固なるものは一切の成員に洩れなく服従を要求するところの政治的團結、即ち國家である。國家の權力中最安固なるもの、従つて又た最強力なるものは法律の權威である。斯くして人間は道德的自覺からでなく、其自然の傾向性よりして、道德的に見て正當である、法が最上の權威を有するところの政體、而して結局其最完全なる形としての共和政體を形造るやうになる。自然は道德的理由よりしてでなく各人の自己保存の理由よりして、即ち自然的機械作用の結果として、徐々に人間をば法に従つて行動し、平和狀態に於て生活せんとするところの善良なる公民に仕立て上げるのである。

更に自然は諸民族の融合を妨げ之を分立せしめんが爲めに一定の手段を有する。凡ての國家若くは其君主は若し出來得べくんば己れ自ら世界を統一して普遍的王國 *Universalmonarchie* を形造ると今日この語を借りて言へば帝國主義の實行に依て平和狀態を招來せんことを希望する。併し此の如き平和狀態に比すれば、たとへ戦争狀態にあるとしても多數の獨立國家の並立が寧ろ理性の要求によく合致する。何とな

れば、統治の範圍が擴大するに伴つて法律は力を失ひ、其專制主義は人民の活力と自由の精神とを滅殺すると共に、而かも終局は無政府状態を誘致するからである。然るに自然は諸民族の融合を妨げて此好もしからぬ結果を拒かんが爲めに國語及び宗教の相異を手段として利用する。而かも自然は又た斯くして分離されたる諸民族を結合融合でないせんが爲めの善巧方便として人間の傾向性を利用する。人間の利己心は利得慾を産み、利得慾の結果商業が起る。而して商業が次第に廣大なる範圍に於ける民族間の通商貿易となり行くに連れて國際的戰爭とは調和が困難となる。商業的精神と好戰慾とは到底兩立することは出来ぬ。斯くて政治及び道德よりして全然獨立に、人間の自然的傾向性の機械的作用よりして、次第に永遠的平和の爲めの制度及び機關が設定され、永遠的平和の理念が實現されるやうにならねばならぬ。

以上は「追加條項」第一の大意であるが、同様の思想は尙ほ Ideen zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht (1784) 及び Ueber den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis 中の Verhältnis der Theorie zur Praxis im Völkerrecht (1793) 中にも既に明亮に現はれて居る。但し今此三著述の内容を比較する暇はない。又

た吾々の目的に取てさほど切要でもない。⁽¹⁾ 又た前に擧げた二著述はカントの歴史哲學的思想を寓するといふ點よりして重要であるが、併し其れも吾々の當面の問題には關係が少ない。吾々に對して重要なとは此内容に關する精細な研究に非ずして、寧ろ前述の内容又は大體之と歸趣を同じふするところの他の二著述の内容にカント自身如何なる程度の確實性を歸し、如何なる意義を認めて居たかといふ問題である。第一に此思想は一種の自然目的論 *Naturteleologie* である、或は之を其一部分として含んで居る。従て其れはカントの目的論觀に基いて理論的認識たる價值を有しないことは無論である。而して現にカントは「追加條項」第一の末に於て此「保證」が理論的に將來を豫言するに足らぬといふことを明かに斷つて居る。更に此思想の確實性及び意義の積極的限定を推知するに最よき手引きとして役立つと思はるゝ語が *Verhältnis der Theorie zur Praxis im Völkerrecht* 中に現はれて居る。此論文に於てカントは「追加條項」に於てと同様、國內法、國際法、及び世界公民法の實現が倫理的自覺に基く吾々の有意的努力よりは寧ろ「辯理」(カントが「追加條項」に於て「自然」と同義に用ゐた語)の巧妙なる施設によりて成遂げらるゝとして、吾々の善意志が爲すべくして而かも爲さざることをば終局には無力戰爭の爲めに民力拮据した極陥るべきが成就する」と

説いた後、この思想をば併し乍ら「唯の臆説且つ單なる假説」nur Meinung und bloss Hypo-
 these に過ぎぬと斷つて居る。此處で假説といふは如何なる意味を有するであらう
 か。カントは第一批判の「先驗的方法論」に於て科學的假説としては許されぬとした
 「超物理的」(hyperphysisch)假説に與ふるに重要な「弁難的」(polemisch)意義を以てした。
 彼によれば此の如き假説も、理論的且つ積極的の意義は有しないが、併し實踐的理
 由に依て肯定さるべき事項をば理論的理理由に依て否定せんとするところの論者より
 して、其理論的武器を奪取するといふ、消極的ではあるが併し重要な意義を有する。
 今此處に所謂「假説」も之と同様の意義を有するとするはカントの他の場所の所説と
 照合して不穩當ではないと思はれる。カントに依れば永遠的平和の實現は實踐理
 性の要求として吾々は之を信せねばならぬ、之を信ずるは義務である。而かも反對
 論者は人性に存する利己的非社交的傾向性、優勝慾、好戰性等を理由として之をば空
 想家の幻想や學者机上の空論として嘲笑し非難する。其れがカント以前及び當時
 の常であつたとはカントが屢プラトーン、サンピエール、ルソー等をば空想家、幻想家
 としての非難に對して弁護せんと努めて居るに依ても知ることが出来る。カント
 は即ち人性の此自然的傾向性がやがて永遠的平和の理念の實現を誘進する原因と

なるといふ假説も可能である、而かも其れは或程度までは自然及び歴史に關する經驗に依て維持され得るといふことを示して、敵の武器を奪取して敵に當るといふ途を取つたのである。^(五)

(一) 唯本論文の前の叙説と關係して注意して置きたいとは、「追加條項」第一に於てはカントは専ら好戰的傾向性が人性に固有であることを高調し(Werke, Vorlinders Ausgabe, VI. S.178-9)「*人は自然が利用する重要な手段として居るが、"Ideen" に於ては人間は自然の傾向性として「非社交的社交性」を有するをとした。人は社交的衝動 („Neigung, sich zu geselschaften") を有するを同時に強き孤立的衝動 („grosser Hang sich zu vereinzeln oder isoliren") を有する、而して自然は此反對の傾向を巧みに利用して其目的を實現するを考へた。「追加條項」の思想はホッブスの傾向に當んで居るが、"Ideen" に於てはホッブスの思想をグローテウス及びルソーの思想とが結付いて居る。*

(二) Werk, Vorlinders Ausgabe, VI. S.143.

(三) Kritik d. rein. Vern. Die Disziplin d. rein. Vern. 2. Aufl. S. 797 ff.

(四) „Ideen", VIII. Satz.

(五) Verhältnis der Theorie zur Praxis im Völkerrecht. Werke, Vorlinders Ausgabe, S. 144-145.